

水道料金は、基本料金と水量料金により算出します。水道料金＝(基本料金＋水量料金)＋消費税(税率5%)
平成23年4月1日からの料金表は次のとおりです。

水道料金表(2カ月分)					
(税抜き)					
口径別	基本料金			水量料金(1㎡あたり)	
	旧料金	新料金	減額	※改正はありません	
13mm (一般家庭用)	2,590円	2,330円	△260円	20㎡まで	基本料金内
				20㎡を超え50㎡まで	155円
				50㎡を超え100㎡まで	170円
				100㎡を超え500㎡まで	190円
				500㎡を超えるもの	210円
20mm	8,280円	7,450円	△830円	100㎡まで	170円
25mm	14,830円	13,340円	△1,490円		
30mm	23,460円	21,110円	△2,350円		
40mm	44,850円	40,360円	△4,490円		
50mm					
75mm	86,250円	77,620円	△8,630円		
100mm				500㎡を超えるもの	210円

◎料金の計算例(一般家庭で使われている口径13mmで、2カ月使用した場合)

例1) 使用水量20㎡の場合

基本料金2,330円×1.05＝2,446円

例2) 使用水量35㎡の場合

(基本料金2,330円＋水量料金155円×15㎡)×1.05＝4,887円

例3) 使用水量75㎡の場合

[基本料金2,330円＋(水量料金155円×30㎡＋170円×25㎡)]×1.05＝11,791円

水道の基本料金を10%値下げします!

問い合わせ/上下水道課(☎581・2121内線261)へ。

実施時期(新料金の適用時期)

川北(検針月:奇数月)

5月検針分から適用になります。
ただし、引き続き使用している場合、5月検針分の基本料金は、旧基本料金の半額と新基本料金の半額の合計額となります。7月検針分からは新基本料金が適用になります。

川南(検針月:偶数月)

6月検針分から新基本料金が適用になります。

放射性物質の水質検査について

3月23日に、金町浄水場(東京都)の水道水から、厚生労働省が示す乳児の飲用基準(100ベクレル/kg)を超える210ベクレル/kgの放射性ヨウ素が検出されました。そのため、町では3月24日に象ヶ鼻浄水場(荒川)と金尾浄水場(釜伏川(風布川))の水道水について水質検査を行ったところ、放射性物質は検出されず、町の水道水の安全性が確認されました。
引き続き、週1回程度の検査を継続して行い、検査結果を町公式ホームページで公開していきます。
なお、町が受水している県営水道行田浄水場(利根川)の検査結果については、埼玉県ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/housyasei-sokuteikeika.html>)で公開しています。

水道水中の放射性物質に関するQ&A

- Q1 水道水中の放射性物質の基準値はいくつですか。
A1 厚生労働省が示している放射性ヨウ素の基準は300ベクレル/kg以下です。なお、乳児(1歳未満)は、100ベクレル/kg以下です。
- Q2 基準値を超えた水を飲んでしまったらどうなるのですか。
A2 厚生労働省の見解では、基準値は1年間飲み続けた場合を想定しているため、一時的に飲んでも影響はないとしています。
- Q3 お風呂や手洗いに使っても大丈夫ですか。
A3 基準値を超過している場合でも、入浴や手洗いでは体への影響はないとのことなので使っても大丈夫です。

問い合わせ/上下水道課(☎581・2121内線265)へ。

行政の簡素化等に関する計画を公表します!

町は、水道事業について行政の簡素化等に関する計画を策定しました。その計画が、総務大臣および財務大臣から行財政改革に資する内容であると承認されたので公表します。
この計画の承認により、平成24年度までの特例措置として、政府資金による5%以上の高金利企業債の繰上償還が補償金を支払わずにできることになりました。この繰上償還により将来の企業債利子負担が大幅に軽減されます。町ではこの計画を指針とし、事業を進めていきます。
計画の概要
名称/寄居町水道事業経営健全化計画
基本方針/企業誘致による有収水量の増量を達成する。
経営改善額/1,200万円
繰上償還額/4,800万円
利子負担軽減額/700万円
※計画の本文は町公式ホームページをご覧ください。